

京都府議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定により加算する額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府規則第14号

京都府議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定により加算する額を定める規則を廃止する規則

京都府議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定により加算する額を定める規則（昭和54年京都府規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府規則第15号

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の53の項の(1)中「10,000円」の右に「(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、9,500円）」を加え、同項の(2)中「9,400円」の右に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円)」を加え、同項の(3)及び(4)中「10,000円」の右に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、9,500円)」を加え、同項の(5)中「9,400円」の右に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円)」を加え、同項の(6)中「8,500円」の右に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,000円)」を加え、同項の(7)中「6,700円」

の右に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、6,200円)」を加え、同表の56の項中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の右に「、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加え、同表の77の項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同表の78の項中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改め、同表の79の項から81の項までを次のように改める。

79	削除		
80	削除		
81	削除		

別表第1の113の項中「23,000円」の右に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、22,500円)」を加える。

別表第2の31の項から33の項までを次のように改める。

31	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第20条第1項の規定による通訳案内士の登録の申請に係る審査	通訳案内士登録申請手数料	1件につき 5,100円
32	通訳案内士法第23条第2項の規定による通訳案内士登録証の訂正	通訳案内士登録証訂正手数料	1件につき 4,000円
33	通訳案内士法第24条の規定による通訳案内士登録証の再交付	通訳案内士登録証再交付手数料	1件につき 4,000円

別表第2の45の項中「同条第1項第4号」を「同条第1項第6号」に、「同項第5号」を「同項第7号」に改め、同表の46の項中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第6号」に、「同項第5号」を「同項第7号」に改め、同表の112の項から115の項までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表の129の項中「145の4の項」を「145の5の項」に改め、同表の133の項中「134の項、145の3の項及び145の4の項」を「133の2の項から134の2の項まで及び145の3の項から145の6の項まで」に改め、「同じ。」の右に「(外部試験検査機関等（医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行う場合（他に委託して行う場合を含む。）における当該施設をいう。133の2の項から134の2の項まで及び145の3の項から145の6の項までにおいて同じ。）に対するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

133の2 薬事法第14条第6項の規定による同条第1項又は第9項の規定による承認を受けようとする者に対して行う適合性調査（外部試験検査機関等に対するものに限る。）	医薬品等適合性調査（外部機関等）手数料	1件につき 13,300円
---	---------------------	------------------

別表第2の134の項中「行う適合性調査」の右に「（外部試験検査機関等に対するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

134の2 薬事法第14条第6項の規定による同条第1項の規定による承認を受けた者（同条第9項の承認を受けようとする者を除く。）に対して行う適合性調査（外部試験検査機関等に対するものに限る。）	医薬品等定期適合性調査（外部機関等）手数料	1件につき 39,490円 （他の医薬品等と併せて調査を受ける場合は、290円）
---	-----------------------	--

別表第2の145の3の項中「行う適合性調査」の右に「（外部試験検査機関等に対するものを除く。）」を加え、同表中145の8の項を145の10の項とし、同表の145の7の項中「145の8」を「145の10の項」に改め、同項を同表の145の9の項とし、同表中145の6の項を145の8の項とし、145の5の項を145の7の項とし、同表の145の4の項中「行う適合性調査」の右に「（外部試験検査機関等に対するものを除く。）」を加え、同項を同表の145の5の項とし、同項の次に次のように加える。

145の6 薬事法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品等の製造を開始した者に対して行う適合性調査（外部試験検査機関等に対するものに限る。）	輸出用医薬品等定期適合性調査（外部機関等）手数料	1件につき 39,490円 （他の医薬品等と併せて調査を受ける場合は、290円）
---	--------------------------	--

別表第2の145の3の項の次に次のように加える。

145の4 薬事法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品等を製造しようとする者に対して行う適合性調査（外部試験検査機関等に対するものに限る。）	輸出用医薬品等適合性調査（外部機関等）手数料	1件につき 13,300円
--	------------------------	------------------

別表第2の205の項及び206の項を次のように改める。

205 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の7第1項及び第5項の規定による介護支援専門員証の交付	介護支援専門員証交付手数料	1件につき 2,000円
---	---------------	-----------------

206 介護保険法第69条の7第1項に規定する介護支援専門員証の書換え交付	介護支援専門員証書換え交付手数料	1件につき 2,000円
---------------------------------------	------------------	-----------------

別表第2の206の項の次に次のように加える。

206の2 介護保険法第69条の7第1項に規定する介護支援専門員証の再交付	介護支援専門員証再交付手数料	1件につき 2,000円
206の3 介護保険法第69条の8第1項の規定による介護支援専門員証の有効期間の更新	介護支援専門員証更新手数料	1件につき 2,000円

別表第2の207の項中「（平成9年法律第123号）」を削り、同項の次に次のように加える。

207の2 介護保険法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）	介護老人保健施設変更許可手数料	1件につき 33,000円
207の3 介護保険法第115条の29第2項の規定による調査	介護サービス事業所調査手数料	1件につき 36,000円

別表第2の208の項を次のように改める。

208 介護保険法第115条の29第3項の規定による介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表手数料	1件につき 11,000円
---------------------------------------	---------------	------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の53の項、56の項及び113の項並びに別表第2の31の項から33の項まで、205の項及び206の項の改正規定、同項の次に206の2の項及び206の3の項を加える改正規定、同表の207の項の改正規定、同項の次に207の2の項及び207の3の項を加える改正規定並びに同表の208の項の改正規定 平成18年4月1日
- (2) 別表第2の112の項から115の項までの改正規定 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）の施行の日